

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	健康管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯綱町は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

長野県飯綱町長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進法の規定に則り成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握</p> <p>母子保健法の規定に則り母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務、訪問指導・申請、届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。</p> <p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p>
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、マイナーポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民健診情報ファイル、保健指導情報ファイル、母子保健情報ファイル、予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一70の項並びに健康増進法第17条等 ・番号法第9条第1項、別表第一49の項並びに母子保健法第10条等 ・番号法第9条第1項、別表第一10の項並びに予防接種法第5条等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二</p> <p>(情報提供の根拠)：16の2,16の3,26,56の2,69の2,87,102の2,115の2の各々</p> <p>(情報照会の根拠)：16の2,17,18,19,69の2,70,102の2,115の2の各々</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(情報提供の根拠)：12の2,12の2の2,19,30,38の3,44,50,59の2の各々</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	飯綱町 総務課 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1 026-253-2511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	飯綱町 企画課 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1 026-253-2511
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	Iの8 連絡先	飯綱町 企画財政課 企画係 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1	飯綱町 企画課 企画係 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	Iの5 ②所属長	保健福祉課長 吉澤 文子	保健福祉課長 高橋 明彦	事後	人事異動に伴う単なる変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	Iの7 請求先	飯綱町 総務課 管理防災係 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1	飯綱町 総務課 総務係 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月25日	リスク対策		様式変更による新規追加	事後	様式変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和2年4月17日	Iの1 ②事務の概要	母子健康手帳の交付、関する事務 予防接種法による予防接種の実施に関する事	母子健康手帳の交付に関する事務、訪問指導 予防接種法による予防接種の実施に関する事	事前	令和2年6月14日適用日に向けた変更
令和2年4月17日	Iの4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠):16の2,26,56の2,87の各	番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠):16の2,26,56の2,86,87の各	事前	令和2年6月14日適用日に向けた変更
令和3年3月1日	Iの1 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に則り予防接種情報の管理、	事前	
令和3年3月1日	Iの3 法令上の根拠	【右記事項を追記】	・番号法第9条第1項、別表第一93の2の項	事前	
令和3年3月1日	Iの4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠):16の2,26,56の2,86,87の各	番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠):16の2,26,56の2,87の各	事前	
令和3年3月1日	IIの1 対象人数	1,000人以上1万人未満 令和2年4月17日 時点	1万人以上10万人未満 令和3年3月1日 時点	事前	
令和3年4月1日	Iの7 請求先	飯綱町 総務課 総務係 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1	飯綱町 総務課 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	Iの8 連絡先	飯綱町 企画課 企画係 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1	飯綱町 企画課 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和4年3月7日	1、特定個人情報を取扱事務 ②事務の概要	健康増進法の規定に則り成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行	健康増進法の規定に則り成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行	事後	その他の変更
令和4年3月7日	1、特定個人情報を取扱事務 ③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	その他の変更
令和4年3月7日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一76の項並びに健康増進法第17条等	・番号法第9条第1項、別表第一76の項並びに健康増進法第17条等	事後	法改正による
令和4年3月7日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠):16の2,26,56の2,87の各	番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠):16の2,16の3,26,56の2,69の	事後	法改正による
令和5年10月5日	Iの1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	健康増進法の規定に則り成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行	健康増進法の規定に則り成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行	事後	マイナポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請
令和5年10月5日	Iの1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、	事後	マイナポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請
令和8年3月31日	8. 人手を介在させる作業	—	「」人手を介在させる作業はない	事後	様式変更による項目の追加
令和8年3月31日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	様式変更による項目の追加